

仙台市「復興公営住宅」家賃軽減等に関する緊急署名

仙台市長 奥山 恵美子 様

被災者の住宅再建の根幹を成す復興公営住宅について、率先して実情に沿った制度運用と財政措置を行うとともに、国・県へも抜本的な制度改善の働きかけを行われますよう、以下の通り要望いたします。

記

1. 国に対し「特別家賃低減事業」の「交付の期間」(10年)の撤廃を働きかけるとともに、仙台市として対象世帯について、6年目からの家賃の段階的引き上げを行わないでください。
2. 家賃負担の困難を抱える世帯については、家賃の軽減又は家賃補助に関わる支援制度を作ってください。
3. 政令月収が「基準」を超える入居者に対しての3年目からの家賃引き上げ、5年目以降の明け渡し措置を強要しないでください。
4. 入居後の世帯構成の変化に伴う「住み替え」を強制しないでください。

氏 名	住 所

※署名簿は、仙台市長に提出します。その他の目的に使用することはありません。

同じ苗字・同じ住所の場合も「同上」「々」「〃」等で省略せず、自筆で名前をフルネームで、住所も正確にお書き願います。

【署名呼びかけ人】 (5月18日現在 27名-50音順)

飯塚正広 (あすと長町第三)、石垣盛家 (燕沢)、太田康治 (宮城野)、大場留理子 (若林西)、開沼安則 (荒井南)、笠松誠 (若林西)、川名清 (田子西)、熊谷正浩 (新田東)、菊田正實 (宮城野)、橘川洋子 (上原)、佐藤豊 (中倉)、佐藤俊治 (荒井東)、佐藤嘉子 (霊屋下第二)、庄司宗吉 (荒井東)、菅原勝典 (あすと長町)、菅原洋子 (あすと長町第二)、薄田栄一 (あすと長町第二)、鈴木政廣 (北六番丁)、高木司郎 (泉中央南)、丹野のり子 (鹿野)、千葉一 (角五郎)、成田猛雄 (燕沢)、根本美年子 (梅田町)、野村晃 (霊屋下第二)、松谷幸雄 (鶴ヶ谷第二)、若生政儀 (六郷)、渡辺勝江 (荒井南)、

【署名送付先・事務局】 〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5番10号 御譜代町ビル305号
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター TEL:022-399-6907 FAX:022-399-6925

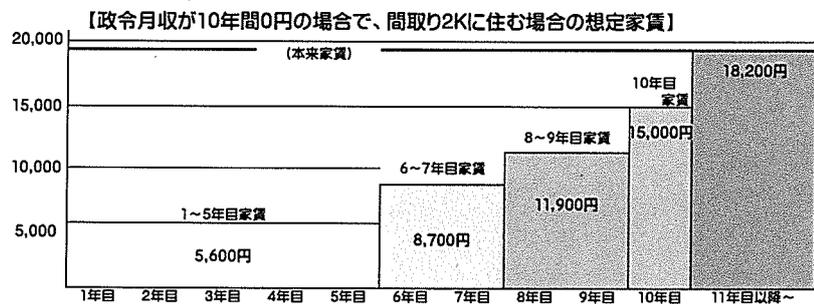
東日本大震災から6年余が経過しました。かけがえのない家族や友人、住み慣れた家屋を失った私たち被災者の喪失感は大きく、その傷は簡単に癒えるものではありません。とりわけ、復興公営住宅を含む「住まい」については「生活再建の基本」であり、本来、何よりも先んじて整備され、「終の棲家」として社会全体で支えられるべき生活財・公共財と考えられます。

仙台市においては、「復興公営住宅」を「安心な毎日と、笑顔が集まる場所」と位置づけて整備しました。この4月末で計画戸数全3,206戸数のうち3,086戸に入居済み(完成率100%、入居率96.3%)となっていますが、多くの問題があります。

～「署名」の要求項目の解説～

1. 国に対し「特別家賃低減事業」の「交付の期間」(10年)の撤廃を働きかけるとともに、仙台市として対象世帯について6年目からの家賃の段階的引き上げを行わないでください。

◎「家賃」は住宅入居申し込み判断の前提条件ですが、仙台市は募集説明資料で「10年間は特別家賃になります」と説明し、入居後6年目からの段階的引き上げについては説明していませんでした。入居者の8割近くが「政令月収8万円以下世帯」であることも考慮し、また市の事前説明の不十分さを認めて、段階的引き上げは行わないでください。



2. 家賃負担の困難を抱える世帯については、家賃の軽減又は家賃補助に関わる支援制度を作ってください。

◎仙台市には国から、「災害公営住宅家賃低廉化事業費」と「東日本大震災特別家賃低減事業費」合わせて23億6千万円の交付金があります。向こう20年間にわたり「家賃低廉化」目的の交付金は毎年20億円近く交付されます。目的に沿って家賃を引き下げるために使ってください。

3. 政令月収が「基準」を超える入居者に対しての3年目からの家賃引き上げ、5年目以降の明け渡し措置を強要しないでください。

◎被災の事情も勘案せず、復興住宅の定義(制度)も不十分なままに、既存の公営住宅制度を適用するために若い勤労世帯が追い出されることになっては何のための「集団移転」「復興住宅」なのかが問われます。国に対しての制度改善を求めるとともに、市の条例で安心して住み続けられるようにしてください。

4. 入居後の世帯構成の変化に伴う「住み替え」を強制しないでください。

◎公営住宅入居後に、世帯分離や統合、さらには家族の死亡など世帯構成の変化は日常そのものです。このことをもって他への「住み替え」を強制しないでください。